

第1回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年1月24日

午後2時00分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

1. 開催日時 令和6年1月24日(水) 午後2時00分～午後2時27分 2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室 3. 出席委員(16人) 会長：9番 関 閣夫 職務代理者：19番 塩野目 富夫 委員：3番 栗野 隆夫、4番 仲澤 清一、5番 興野 礼子、6番 大野 覚文、7番 齋藤 勉、10番 小川 雄三、11番 奥畑 智子、12番 小川 祥一、13番 中村 東、14番 堀江 恒夫、15番 石岡 幸雄、16番 荒井 喜代子、17番 黒須 明、18番 相吉澤 宏 4. 欠席委員(2人) 2番 田中 雄二、8番 川上 恵 5. 出席推進委員(0人) 6. 議事日程 日程第1 議事録署名人の指名について 日程第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 日程第3 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 日程第4 議案第3号 那須烏山市農用地利用集積計画(第264号)の承認について 7. 農業委員会事務局職員 事務局長 相ヶ瀬 一彦、係長 中山 崇 8. その他 新型コロナウイルス対策のため、出席者を制限して開催した。	
事務局長(相ヶ瀬)	ただいまから令和6年第1回総会を開会いたします。まずは、関 閣夫 会長にご挨拶をお願いいたします。
会長(関)	< 開会前のあいさつ >
事務局長(相ヶ瀬)	本日、2番 田中 雄二 委員、8番 川上 恵 委員より欠席の届出がありましたので、報告いたします。出席委員は、18名中16名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は、関 閣夫 会長をお願いいたします。
会長(関)	直ちに会議を開きます。(午後 2時 00分) 議事日程の朗読をお願いします。
事務局長(相ヶ瀬)	< 議事日程の朗読 >
議長	経過報告をお願いします。

事務局長（相ヶ瀬）	< 経過報告を朗読 >
議長	これより議事に入ります。日程第1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて、会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただきますことにご異議ありませんか。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、議事録署名委員は 17番 黒須 明 委員、19番 塩野目 富夫 委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 中山 崇 氏 を指名いたします。 次に、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（中山）	< 議案第1号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、6番 大野 覚文 委員にお願いいたします。
6番 大野 覚文 委員	1月20日、現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号1のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、贈与による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、梅、柿、野菜、大豆。農業従事年数及び農業形態、約55年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、スピードスプレヤー1台、管理機1台。取得地への通作距離、約0.2km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田12a、畑44a、樹園地106a、計162a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号2番、3番について、10番 小川 雄三 委員にお願いいたします。
10番 小川 雄三 委員	1月20日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号2のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、小作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻。農業従事年数及び農業形態、約42年。専業農家。農機具・家畜の

(10 番 小川 雄三 委員)	保有状況、トラクター1台、田植機1台、コンバイン2台。取得地への通作距離、約1.5km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田2,063a、畑31a、計2,094a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 1月20日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第1号、整理番号3のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、梨、野菜。農業従事年数及び農業形態、約6年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター1台、スピードスプレーヤー2台。取得地への通作距離、約100m。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田98a、畑172a、計270a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
14 番 堀江 恒夫 委員	整理番号1番について、樹園地が106aとのことですが、こちらでは梨はどうなんですか。作っていないのでしょうか。
6 番 大野 覚文 委員	奥さんの調子が悪いため、梨は作っていないそうです。
議長	< 他に質疑なし > ただいま上程中の、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、他に質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、日程第2 議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。 次に、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。

事務局（中山）	< 議案第2号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号1番について、14番 堀江 恒夫 委員をお願いいたします。
14番 堀江 恒夫 委員	1月22日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第2号 整理番号1及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第3者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第2種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が道を挟んで宅地・山林、西が田・雑種地、南が原野・鉄道、北が畑・道を挟んで山林・宅地。同意書、あり。権利の移転、設定、地上権の設定21年間。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っており、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積、11,108㎡。転用目的、太陽光発電設備の設置。7年で黒字見込む。売電単価、税抜11.98円。構造等、パネル1,722枚、寸法2,278mm×1,134mm。パワーコンディショナー14基。発電出力700.0kW、最大出力1007.37kW、年間発電量約114万7千kWh。周囲にフェンス設置。入口、各区画の北側。管理計画、自社にて維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和6年2月1日から令和6年5月31日まで。その他 他法令等との関係等、土地利用に関する事前協議済、令和6年1月10日付。東京電力と接続協議済、令和3年2月25日付。経済産業省事業認可済、令和3年3月11日付。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。事業敷地内の土砂のみで造成するため、特定事業に係る事業の許可不要。●●●は農用地区域内農地であったが、除外済。埋蔵文化財包蔵地に該当するため、生涯学習課に届出済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。●●●地区担当 17番 黒須 明 委員、何かありますか。
17番 黒須 明 委員	ここの農地は長い年月耕作されておりました。今回太陽光発電設備が設置され管理されることについては、問題ないと思います。
	< 他に質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、他に質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。なお、面積が3,000㎡を超えるものとなります

(議長)	ので、農業委員会ネットワーク機構である一般社団法人栃木県農業会議に意見聴取を行い、その結果を踏まえて許可することとしてよろしいか、併せてお諮りします。
議長	< 異議なしの声 > 異議なしと認め、日程第3 議案第2号 「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」 は、農業委員会ネットワーク機構である一般社団法人栃木県農業会議に意見聴取を行い、その結果を踏まえて許可することに決定いたしました。 次に、日程第4 議案第3号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第264号）の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（中山）	< 議案第3号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局（中山）	議案第3号 那須烏山市農用地利用集積計画（第264号）の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「利用権の設定」について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 令和4年法律第56号 附則第5条の規定に基づく改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画（第264号）については、新規7件、更新13件です。利用権の設定を受ける者9名、利用権を設定する者19名です。利用権の設定面積は、89,077 m²です。令和5年度累計は、1,026,029 m²です。設定内容及び設定を受ける者の経営状況等については資料のとおりです。なお、本計画は、令和6年1月31日公告予定です。
議長	説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 < 質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第3号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第264号）の承認について」 は、質疑がないようですので、計画のとおり承認することとしてよろしいか、お諮りいたします。 < 異議なしの声 >

議長	異議なしと認め、日程第 4 議案第 3 号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第 264 号）の承認について」 は、計画のとおり承認することに決定いたしました。 以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。 （ 午後 2 時 27 分 ） 上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。 令和 6 年 1 月 24 日 議 長 17 番 19 番
-----------	---